

広島県病院事業管理規程第五号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十七日

広島県病院事業管理者 平 川 勝 洋

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
附則	附則	附則	附則
<p>1―3 (略) (給料の調整額の特例) 4 当分の間、別表第三の三の項上欄に掲げる職員については、同表の三の項下欄中「二」とあるのは「二・六五」とする。 5―9 (略) 10 附則第八項第三号又は第五号の作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る附則第七項の手当の額は、前二項の規定により受けべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。 11―18 (略)</p>	<p>1―3 (略) (給料の調整額の特例) 4 当分の間、別表第三の三の項上欄に掲げる職員については、同表の三の項下欄中「二」とあるのは「二・二二」とする。 5―9 (略) 10 附則第五項第三号又は第五号の作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る附則第四項の手当の額は、前二項の規定により受けべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。 11―18 (略)</p>	<p>保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、公認心理師、心理療法士、医療ソーシャルワーカー、胚培養士及び遺伝カウンセラー</p>	<p>保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、公認心理師、心理療法士、医療ソーシャルワーカー、胚培養士及び遺伝カウンセラー</p>
調整数	調整数	調整数	調整数
○・六 五	○・二 一	○・二 一	○・二 一

附則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の広島県病院事業職員給与規程の規定は、令和四年十月一日から適用する。